

【水産林務部】

一 林業振興について

森林は、さまざまな公益的機能を持っており、私たちが生活する上で必要不可欠な森林ですが、その森林が傷んでいる。

それは、慢性的な木材価格の低迷とあわせ、世界的な同時不況による輸出用梱包材の受注減少などにより、道内の林業・林産業は大きな打撃を受けている。

さらに、林業就業者の高齢化と相まって、具体的対策を早期に施さなければ、道内の森林は致命的ダメージを受けるものと思い、以下、数点にわたり質問する。

問1 林業再生モデル事業について

北海道の林業を再生させるため北海道は、平成 19 年度から道内 4 流域をモデルとした「林業再生モデル事業」に取り組んでいますが、取り組み内容とその成果、さらには課題等について伺う。

答1 この事業は、道内の林業生産活動が活発な 4 流域をモデル地区として、地域の林業・木材産業関係者が事業主体となり、資源管理のあり方や効率的な森林作業、木材の加工・流通システムについて検討を進めている。

このうち、網走西部流域では、日本最大となる 30 万㍓の森林認証を取得し、適切な資源管理のもと、地域材のブランド化に向けた取り組みが進められており、網走東部流域と十勝隆起ではカラマツを主体に、上川北部流域ではトドマツを主体として伐採と植林の一体的施業による作業コストの低減や伐採後の植林を確実にするための森林所有者への普及啓発が進められているところだ。

今後、人工林の計画的な伐採と跡地への確実な植林、森林所有者への山づくりへの意欲を高めるための収益性の高い森林経営、カラマツなど道産人工材の高付加価値化と用途の拡大などを進めていくことが必要と考えている。

問2 京都府「緑の公共事業」に対する認識について

京都府では、森林整備や府内産木材の利用促進、森林整備による雇用創出、森林生態系の保全、さらには温暖化防止と地球環境の保全という目的で、平成 14 年度から「緑の公共事業」を展開し、様々な取り組みを行っている。これらの取り組みに対する認識等について伺う。

答2 京都府においては、「緑の公共事業」として、京都文化に貢献する森林づくりや放置された森林の整備、間伐材の利活用等の積極的な推進のほか、地域住民や企業が連携して進める「モデルフォレスト」運動を展開しており、住民や企業参加の先駆的事业と承知している。

道では、「北海道森林づくり基本計画」に基づき、生物多様性保全の森の設定、森林バイオマス資源の活用促進、ほっかいどう企業の森林づくり、などに取り組んでおり、京都府のような地域と一体となって森林づくりを進めることは重要と考えている。

問3 国の経済対策による森林の整備について

このような取り組みを行うためには、一定の財源も必要だ。道は、北海道の森林を守るため、「森林環境税」の創設をめざしたが、今日的経済状況で、平成21年度の新税導入をあきらめ、間伐や植林については、国の追加経済対策「非公共間伐事業」や「雇用対策」などを活用して当面对応することとしているようだが、新たな森林環境政策の対象森林のなかで、これらの事業で整備できる面積は、どの程度見込んでいるのかを伺う。

答3 間伐や植林については、この度の国の経済対策の間伐事業や雇用対策などを積極的に活用し、早期に実施したいと考えている。

「新たな森林環境政策」の対象森林のうち、立地条件が不利な森林については、この度の間伐事業により4年間で最大約8,800㍏の間伐の実施が可能と考えている。

また、雇用対策については、3年間実施されることとなっているが、道のほか市町村も実施主体となって取り組むことから、間伐や植林の事業量について、現在とりまとめを進めているところだ。

道としては、こうした国の政策などを積極的に活用し、「新たな森林環境政策」を平成21年度から実施していきたいと考えている。

問4 林地残材の活用について

私は、地元で5haの山林を所有し、カラマツと広葉樹を植林している。3年ほど前、植林から13年ほど経過したため、地元森林組合に依頼して間伐事業を行ったが、その際、伐採した間伐材は現地に残されたままになっている。現地に残したことは、搬出に経費がかかるためと思われるが、このような林地残材を有効に活用することが、地球温暖化防止や資源の有効活用という意味でも今後の課題になると思われるが、具体的対策について伺う。

答4 直径が小さい間伐材は、用途が限られ、運び出す経費に比べ価格も安いので、現地に残されたままとなることが多いと認識している。

このような林地残材は、建築材としての利用は難しいものの、燃料や家畜敷料などの木質バイオマスとして有効に活用できることから、道では、今年度から民間の林業事業体と連携して、林地残材を効率的に集めて運び出すためのシステムづくりに取り組んでいるところだ。

今後、全道にこのシステムを普及し、木質ペレットなどの木質バイオマスの利用拡大に取り組むなど、貴重な資源である林地残材の有効活用を一層推進していく。

問5 「北の木の家」建築推進事業者認証制度について

先日の代表質問における、林業再生の中での答弁で、「カラマツの高付加価値化を図るため、建築用材への転換に対しての支援」と答えている。一方、昨年4月から「北の木の家」建築推進業者認証制度をスタートし、今現在、31事業所が登録されている。この認証制度を利用して建築された住宅戸数は何戸になるのか、伺う。

答5 本道では、木材団体が平成18年11月に、違法な伐採を防ぐ合法的な道産木材であること、構造材は品質が確かなJAS認証の道産材であること、などを要件とする「北の木の家」認証制度を創設した。

道として、このような民間の取り組みを促進するため、平成19年度に「北の木の家」の建築を進める設計事務所や工務店を認証する制度を創設しており、現在31の事業者を認証している。

「北の木の家」は、この2年あまりで27棟が認定されているが、これまで認定事業者による建築は7棟となっているところだ。

問6 認証事業者のPRについて

この制度をさらに拡大するには、道は認証事業者をもっと積極的にPRするべきと思うが、具体的PR方法等について伺う。

答6 木材関係団体と連携し、「北の木の家」建築推進事業者の具体的取り組みや認証制度の内容を道のホームページや住宅雑誌に掲載してPRするとともに、「北の木の家」の住宅見学会の開催に支援するなどして、認証制度の普及に取り組んでいく。

問7 道産材住宅への支援について

地球温暖化防止の枠組みを議論した「京都議定書」の舞台となった京都府では、環境にやさしいウッドマイレージCO2認証木材を使った京都の木の家づくりを支援し、府内産木材の需要拡大を通じて地球温暖化防止対策への環境貢献を府民ぐるみで取り組む支援として、「緑の交付金」制度を推進しており、認証木材が戸当たり5立方メートル以上使用している住宅で、1立方メートル当たり1万円、1戸当たり20万円を限度とした支援策を講じているが、北海道においてもこのような支援の考えはないのか伺う。

答7 道はこれまで、建築分野での道産木材の利用を促進するため、木材関係団体と連携し、平成18年度までの3年間、個人住宅の建て主に対して、モデル的な取り組みとして住宅建築に多く用いられる柱材の提供を行ってきたところだ。

このような取り組みを踏まえ、現在、道内5つの金融機関では道と木材関連団体からの働きかけを受け、道産木材の利用拡大や地球温暖化防止の観点に立って、「北の木の家」の認定を受けた住宅に対して金利優遇策を実施しているところである。

今後、この度の国の経済対策を活用して、工務店が行う全道 5 箇所での木造住宅の展示などに支援するとともに、カラマツ材を使用した住宅部材の生産・流通体制づくりに取り組む事業者に対して独自に支援を行うほか、国に対しても所得税を控除する税制上の措置を要望していく。

問8 林業・木材産業の振興について

これまで、林業振興策について幅広くお聞きした。

一昨年の全国植樹祭や昨年の洞爺湖サミットの開催を契機に、森林に対する道民の関心が高まっていることは間違えないことと思う。

こうした中であっても、現状では、経済情勢の悪化に歯止めがかからず、緑の雇用や間伐材の有効活用が地域経済の雇用の対策に果たす役割も大きくなっている。

森林を守り、林業を基幹産業としている地域では、林業の再生や新たな森林環境政策の展開に寄せる期待に大きなものがあるが、林業振興による地域の活性化に向けて、今後、道として、林業や木材産業の振興にどのように取り組んでいくのか、決意を伺う。

答8 本道では、民有林からの木材の供給が 6 割を占める一方で、植林しきれないまま放置される伐採跡地が増加しているなど、民有林における資源管理の重要性はますます高まっていると認識している。

また、最近の世界的な景気・経済の悪化に伴い、輸送用梱包材などの需要が大幅に減少しており、道内のカラマツ製材工場では操業を一時停止するところが出てきている。

このような状況のもと、林業や木材産業を基幹産業としている市町村では、地域経済や雇用への影響が現れており、道としては市町村と連携して、除間伐や枝打ちなど「緑の雇用」対策を早急に進めるとともに、「新たな森林環境政策」については、国の経済対策を活用して来年度から対象森林の間伐などを実施するほか、1)人工林の計画的な伐採と跡地への確実な植林、2)カラマツ材の建築材としての利用促進、3)森林バイオマスのエネルギー利用などに取り組み、林業や森林産業の振興による地域活性化を図っていく。

【指摘】

今、部長から、「林業や木材産業の振興による地域活性化について」決意をお伺いした。

北海道は、農林水産業を中心とする第 1 次産業が基幹産業の地域であり、第 1 次産業が元気にならなければ、地域そのものも元気にならない。

私の地元では、林業で街づくりをしている市町村も多い。

しかし、輸入材に押され、世界的な景気低迷による木材の需要減少など、大変厳しい現状だ。

道は、昨年、今年 4 月から新たな森林環境政策で「森林環境税」を導入しながら、里山を守るための施策を展開することとしていた。

しかし、世界的な景気低迷の影響を受け、今年度の導入は見送られた。

私は、このような環境政策については、今こそ積極的に行うべきと考えており、今から新たな森林環境政策について更なる議論をしながら、是非ともその導入について具体的検討を進めていただき、森林を守る里山が元気になる施策をする要請する。